

相続税の更正通知書（付表 6）

〔 租税特別措置法第 70 条の 6 の 10（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

（平成 31 年 4 月分以降用）

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区 分		当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
①	特例事業用資産の価額	円	円
②	特例事業相続人等に係る特定債務額		
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は 0)		
④	特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑤	基礎控除額		
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (更正額)			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩相続税の総額の基礎となる税額
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑩相続税の総額(⑩の合計額)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区 分		当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
①	特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②	特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の⑩×1の③/1の(③+④)) (「当初課税額 ( ) 額」欄については更正前における申告書第 8 の 6 表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は 0)		
b	特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は 0)		
④	(①+ a - b) の金額 (赤字の場合は 0)		
⑤	事業用資産納税猶予税額 ( a - ④) の金額 (赤字の場合は 0)	A	A

( ) 枚のうち ( ) 枚目